

本報告書のあらまし

1. 趣旨・ねらい

「基礎自治機能の維持・充実にに関する研究会」では、府内市町村が将来にわたって住民サービスを維持・充実していくにあたり必要となる方策について、府と市町村が共同で、テーマ別に検討・研究を進めている。

本研究に先立って報告書を取りまとめた「府内市町村の課題・将来見通しに関する研究」で指摘しているとおり、今後、府内市町村では福祉をはじめとする様々な分野で行政課題が発生し、その果たすべき役割はより大きくなる一方で、行財政運営はより厳しい状況になると見込まれる。そのため、府内市町村には、これまで以上に安定した行財政基盤づくりが求められるが、各市町村はこれまでも継続的に行財政改革に取り組んできており、従来と同様の取組みを行うだけでは限界がある。そこで、これまで以上に他市町村との連携を進めるなど、地域全体で協力して行政課題に対応していくことが重要となる。

このような状況を受け、「広域連携に関する研究会」において、新たな広域連携の促進につながるような具体的方策を提示・提案することをねらいとして、検討・研究を行った。

府内市町村間では、これまでも、消防やごみ処理をはじめとする幅広い分野で広域連携が進められてきた。その一方で、新たに連携を進めるにあたっては、連携に適した事務の選定、費用負担をはじめとする団体間調整等の面で課題がある。そこで、研究にあたっては、「どのように課題を乗り越え、連携を進めていくか」という観点から、実務面での対応を中心に検討を進めた（このため、研究の対象は、府の各部局において広域化を検討・推進中の事務（消防・ごみ処理等）以外のものとした。）。

この報告書は、同研究会での研究をもとに、市町村間の広域連携の促進に向けた具体的方策について、府総務部市町村課が取りまとめたものである。

2. 全体構成

本報告書では、まず第1章で広域連携の手法と近年の取組状況について紹介した後、第2章で連携によって得られる一般的な効果や連携にあたっての課題を整理して示す。

その上で、連携に適した事務として、第3章では、市町村のニーズが高く、メリットが見込まれる事務をモデル事例として具体的に提示し、第4章では、府内での連携に向けた新たな試みを提案する。

最後に、第5章では、連携にかかる課題事項への対応について検討を行い、標準的な考え方や対応策を示す。

3. 各章のポイント（要約）

< 第1章 広域連携の手法と取組状況 >

- 地方自治法は、事務の共同処理制度として7種類の広域連携の手法を設けており、様々な分野で広く活用されている。府内では「機関等の共同設置」「事務委託」「一部事務組合」での連携事例が多い。
- 地方自治法に基づく事務の共同処理のほかに、近年は、同法に基づかない連携事例も多い。

< 第2章 連携の効果と課題 >

- 連携によって得られる一般的な効果と連携にあたっての課題は、以下のとおりである。

【効果】

- ・職員配置の効率化、各種発注の効率化、公共施設数の削減、国庫支出金の交付対象化といった効果があり、費用が削減できる。
- ・職員の事務執行力の向上や人材の安定的な確保といった人的メリットがあり、住民サービス等の向上にもつながる。

【課題】

- ・一般的に、窓口業務や相談業務等の住民対応を伴う事務での連携は容易ではない。また、市町村独自の施策に関連する事務など、団体間で内容の違いが大きいものも連携は難しいと考えられる。
- ・連携にあたっては、取組みの開始時を中心に、費用負担や人員体制等の団体間調整に多大な労力を要することが多く、連携を進める際の支障となっている。

< 第3章 モデル事例の提示 >

- 市町村のニーズが高く、メリットが見込まれる事務をモデル事例に選定し、連携の手法や人的・財政的メリットを具体的に示す。

【モデル事例1 物品等の共同調達】

- ・共同調達により調達案件の規模が拡大し、スケールメリットによりコスト削減が期待できる。
- ・契約に関する地方自治法等の法令は、団体単独での調達を前提としていることから、共同調達の適切な手法や具体的な手順を提示する。
- ・共同調達に適した物品は、一定の発注量の確保と仕様の統一が可能で、調達先に地元業者が想定されないものであり、防災備蓄品、A E Dや旅券交付用の専用端末等が考えられる。

【モデル事例2 文化財調査の広域化】

- ・連携により一定数の専門職員を確保することで、知識やノウハウの継承につながる。また、専門性を発揮しやすい環境となることで、採用応募者数の増加が見込まれ、優秀な人材の確保につながる。
- ・「3以上の比較的小規模な団体間の連携」と「大規模団体と小規模団体の2団体間の連携」の2つのケースについて、連携の手法、人員体制や費用負担等を具体的に提示する。

【モデル事例3 広域での公共施設の統廃合・共同設置】

- ・公共施設の整備や維持管理には多額の費用を要する。連携によって近隣団体の施設を利用することができれば、市町村内に通常は一箇所しかない大規模施設の廃止は現実的な選択肢となる。
- ・**文化会館、中央図書館、総合体育館の3施設について、「地域全体での統廃合モデル」と「隣接する数団体での統廃合モデル」の2つのケースで、広域で統廃合・共同設置を行った場合のシミュレーションを行い、財政効果を提示する。**

< 第4章 新たな試みの提案 >

- 他の都道府県では、全市町村または大多数の市町村間で連携している事例があるが、府内では、7地域の区割りを基本とした地域（以下、「区域」という。）での連携は進んでいるものの、「区域」を越えた連携事例は少ない。そこで、**「区域」を越えた連携を、府内での新たな試みとして提案**する。

【公平委員会・行政不服審査会の広域化】

- ・「区域」を越えた連携に適した事務として、**専門性が高く業務量が少ない「公平委員会」と「行政不服審査会」を提案し、連携の手法、人員体制や費用負担を具体的に示す。**
- ・連携が実現すると、**専門性の向上、ノウハウの蓄積や業務効率の向上が図られ、安定した審査体制を確保**することができる。

< 第5章 課題事項への対応 >

- 新たな連携の調整段階、または連携後に発生する代表的な課題を取り上げ、標準的な考え方や対応策を示す。

【費用負担に関する課題】

- ・各団体の費用負担額は、連携によって享受できる効果に応じたものとするべきであり、負担割合の決定にあたっては、毎年度最新の指標を用いることが適当である。
- ・**事務処理実績に基づき負担割合を設定する「実績割」が最も妥当**であるが、**費用の一部を各団体が均等に負担する「均等割」にも合理性がある。**

【人的負担に関する課題】

- ・内部組織の共同設置により連携を行う際の職員配置に関する課題への対応策として、**幹事団体の職員のみで組織を構成する方式の導入を提案**する。
- ・より公平な職員人件費の負担方法として、**人件費の標準額の設定を提案**する。

【幹事団体の負担に関する課題】

- ・各種調整や取りまとめ等を行う幹事団体の負担が大きいが連携を進める上での支障となるが、一定の負担は避けられないため、**幹事団体へのインセンティブ強化を提案**する。